

平成 1 5 年 7 月 秋 田 市 議 会 臨 時 会 質 疑 者 順 序

共 産 党 米 山 七 郎

新 社 会 党 ・ 護 憲 連 合 前 田 喜 蔵

議案第90号 直接請求に係る秋田中央道路（地下自動車専用道）建設見直しの是非を問う住民投票条例を設定する件

- 1 市長意見書において平成12年12月の秋田中央道路(地下自動車専用道)建設の賛否を問う市民投票条例案と今回の秋田中央道路建設の見直しの是非を問う条例案を同様の内容と規定しているが、今回の条例案や直接請求の趣旨に対する基本的認識と理解が欠けているのではないか
- 2 市長の意見は、秋田中央道路建設に関して市民が持っているさまざまな疑問や意見などを行政に反映させたいと思い憲法と地方自治法に基づき実施した直接請求とそれに示された1万3,425人の意志を軽視しているのではないか、また、議会制民主主義に対して直接民主主義の一形態である直接請求制度を憲法と地方自治法に基づいて導入している意義を無視しているのではないか
- 3 秋田中央道路建設の財源について
 - (1) 地方交付税制度のあり方が論議される中、当初計画時に比べ秋田中央道路の完成まで県及び本市の実質負担に変更は生じないのか、変更が生じるとすれば負担増はどれくらいになり、実質負担はいくらになるのか
 - (2) 同様に、当初計画時に比べ県債、市債に変更は生じないのか、変更が生じるとすればどれくらいの増となり、合計額はそれぞれいくらになるのか
- 4 国土交通省は「見通しと実際が乖離した」として将来の交通需要の見直しを行い、その予測の「手法」も変更した。これによれば、交通需要にはピークがあると述べられている。

これは、従来、県や市当局が議員や市民に知らせてきた右肩上がり一方の本市の交通需要予測の変更を大きく迫るものである。県・市はこの新たな手法による見直しを直ちに行い、科学的、合理的数値に基づく交通需要予測を全市民に示すべきではないか

- 5 都市計画法上での説明や審議は行われてきたが、地域住民の十分なコンセンサスを得ながら事業を進めることや、当初（720億円）以内の事業費で実施することなど付帯意見も付けられている。秋田中央道路については市民の理解が得られるよう努めてきたと言っているが、住民合意を得ているかは疑問であり、いまだに行政と市民の意識に乖離が生じているのではないか

議案第90号 直接請求に係る秋田中央道路（地下自動車専用道）建設見直しの是非を問う住民投票条例を設定する件

1 秋田中央道路の必要性和効果について

- (1) 「都市部の交通渋滞の緩和を図るもの」と言っているが、当初、秋田中央道路の建設の主張は、平成22年予測交通量から見て、4車線であれば対応できないという理論構成であり、2車線ということはそれに矛盾しており、理論的根拠が崩れているのではないか
- (2) 「秋田自動車道の利便性の向上が図られることにより、県内外から本市にアクセスする交通量の増加が見込まれる」と言っていることについて、秋田自動車道から秋田中央インターチェンジを経由して秋田駅に向かう交通需要量を、平成11年12月市議会定例会では、平成22年には推計で1日1万6,000台と答弁しているが、平成15年6月末現在の1日当たりの台数はおおよそ何台であるのか
- (3) 意見では、交通予測需要量を当初の平成22年から平成32年と10年先に延ばしているが、その理由は何か、また、このことは当初計画の理論的破綻と言わねばならないがどうか、さらに、人口フレームを40万人から33万人、そして31万3,300人と推計しているが、平成11年時点からさらに1万7,000人も人口減少の中で、この自動車道の必要性はその根拠をどんどん失っているのではないか
- (4) 意見では、「免許保有人口及び自動車保有台数が増加し」とあるが、人口減の中でその根拠は何か
- (5) 中心市街地活性化への支援との意見については、当初のその目標は中通一丁目地区市街地再開発事業と連携した活性化支援であったが、当該事業計画案は縮小とともに、今はその見通しも立っていないことから、支援の根拠が失われてきたのではないか、また、その中で千秋公園の堀から中央通りにつながる地下自動車道は不要なものとなり得

る公算が大であることから、無駄な工事となるのではないか

(6) 千秋広面線及び千秋山崎線は整備中とのことであるが、両線の完成年次はそれぞれいつか、また、完成後の車の通行量は、具体的な数字ではどのようなになるのか

2 費用対効果について

(1) 「730億円の事業費を要するが、その費用対効果は高く、将来にわたって多大な効果が期待できる」との意見について

ア 事業費730億円は、これ以上ふえることはないのか

イ 当初市の実質的財政負担と言われた31億円は、これ以上ふえることはないのか

ウ 国が進める三位一体改革は、地方自治体をさらに厳しい財政状況にするものであるが、本事業については、改革による地方交付税の減額とそれに伴う負担増など生じる事態は予想されないものか

エ 費用対効果について、心理的効果などの抽象的なものではなく、具体的に数字で示せるものはないのか

オ 仮に、工事中も含め安全上のトラブルが発生すればマイナス効果にならないか、また、他にマイナス要素は考えられないものか

3 市長は、このたびの住民投票条例の制定については、都市計画審議会の審議、都市計画案の縦覧、意見書提出の機会の設定、延べ10回の地区代表者などへの説明会の開催、本市議会でのこれまでの議論と平成12年12月市議会定例会での「秋田中央道路（地下自動車専用道）建設の賛否を問う住民投票に関する条例案」の否決などの理由から、必要はないと言っているが、この条例制定請求は、住民の自治体に対する基本的権利として法的に認められており、否定されるものではなく、二度にわたるこの提案を重く真摯に受けとめるべきであり、また、秋田中央道路の建設見直しの是非を市民に問うことは、まさに議会制民主主義を補完し、市民本位の市政を基本とする市長の政治姿勢を実行に移すことになるこ

とから、今一度考えを改めて条例を制定する気はないか